

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局  
食品全部監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2474、2496、2498)

平成 18 年度  
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成 19 年 7 月

厚生労働省医薬食品局食品全部

## 平成 18 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

### はじめに

平成 18 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 185 万件、輸入重量で約 3,160 万トン（平成 18 年度速報値）でした。一方、農林水産省が作成した「平成 17 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、「平成 18 年度輸入食品監視指導計画」（以下「計画」という。）を食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施して策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて実施したところです。

厚生労働省では、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について、翌年度の 6 月を目途に公表することとしており、今般、平成 18 年度の計画に基づく監視指導の実施結果の詳細をとりまとめましたので公表します。



### 厚生労働省ホームページで食品の 安全確保に向けた取り組みを公表中

- 食品安全情報  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>
- 輸入食品監視業務ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

## 1. 平成 18 年度輸入食品監視指導計画の概要

### ① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条）をいう。

#### 【目的】

国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### ② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

### ③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成 18 年度計画：124 食品群、約 7 万 8 千件）の実施
- 検査命令<sup>※2</sup>（平成 19 年 3 月 31 日現在：全輸出国対象の 15 品目及び 30 カ国・1 地域対象の 163 品目）
- 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

### ④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

### ⑤ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

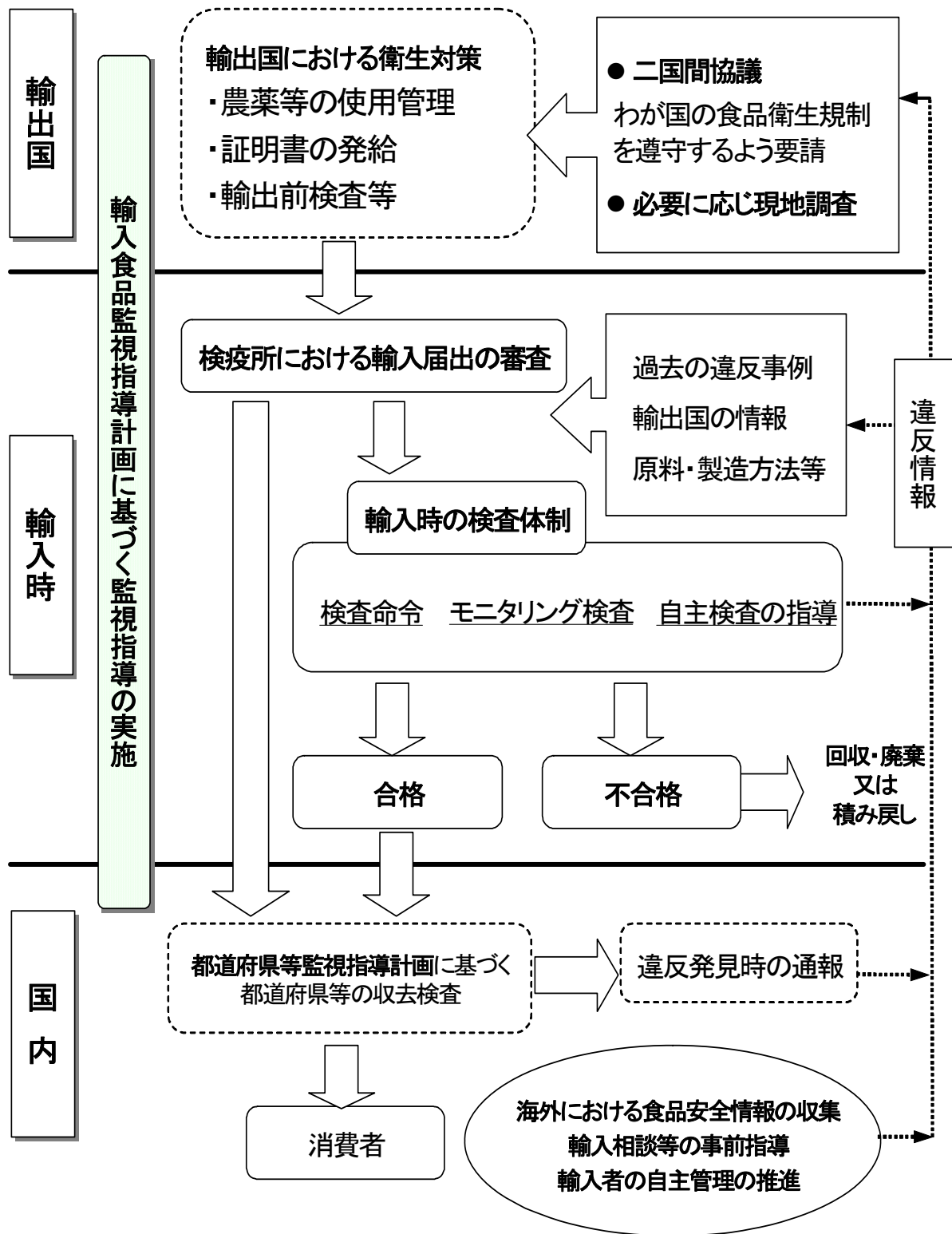
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

# 輸入食品等の監視指導体制等の概要



検査命令：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

モニタリング検査：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

自主検査：初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために検疫所が指導して輸入者が行う検査

## 2. 平成 18 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等から輸入後の国内販売までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

### (1) 法第 27 条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 18 年度の届出・検査・違反状況（表 1）をみると、届出件数は約 185 万件であり、届出重量は速報値で約 3,156 万トンであった。これに対し、約 20 万件（11.0%）について検査を実施し、このうち 1,515 件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.1%に相当する。



### (2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 18 年度は約 78,000 件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を 300 名から 314 名に増員するとともに、検査設備を増設した。更に、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目については、残留農薬を 200 項目から 450 項目、残留動物用医薬品を 60 項目から 110 項目、畜水産食品の残留農薬を 3 項目から 60 項目として実施した。

